

はじめてみませんか 寄付金募集

日本私立学校振興・共済事業団は
受配者指定寄付金制度で
学校法人の寄付金募集を支援しています



寄付金は学校法人にとって大切な収入源です！

受配者指定寄付金制度とは

寄付者が、寄付金の受取先となる**学校法人**を予め指定して
日本私立学校振興・共済事業団に対して寄付をする制度です。

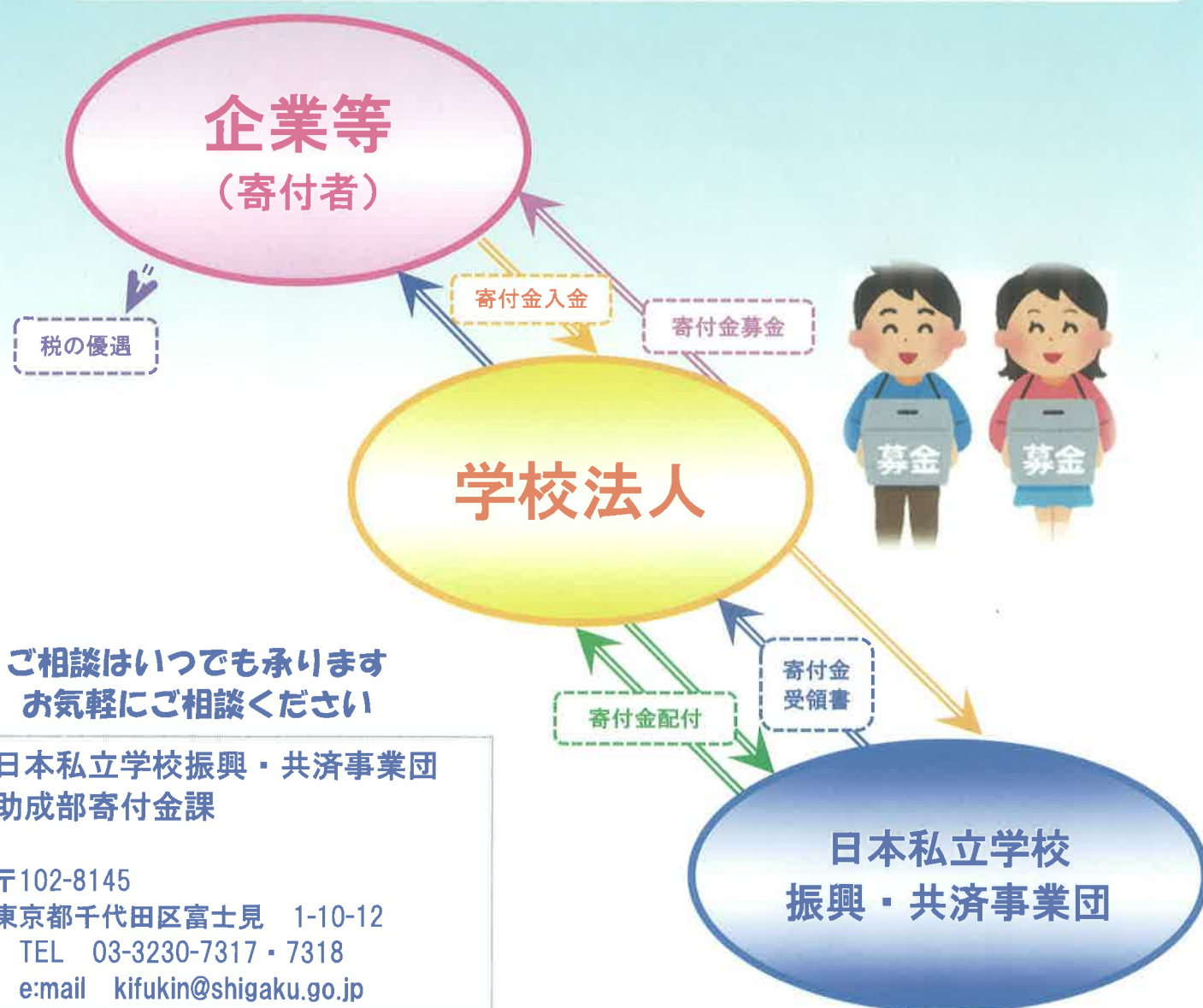
- ・この制度を利用した寄付金は、寄付額の全額を損金に算入することが可能です。
- ・この制度により、寄付者が**企業等**である場合は、**学校法人**が直接寄付金を受領する場合と比べて、税優遇措置が拡大するため、寄付金が集めやすくなる効果があります。

学校法人は、支払時など必要な時に寄付金を受け取ることができます。

- ・寄付金の受け取りには、日本私立学校振興・共済事業団に対する配付手続きが必要です。
(寄付金配付申請といいます)
- ・寄付金配付手続きでは、寄付金を充てる事業の概要や支払い状況などの確認を行います。

制度の利用に必要な手続きは簡単です。

- ・制度利用には一定の要件があります。詳細はご相談ください。



ご相談はいつでも承ります
お気軽にご相談ください

日本私立学校振興・共済事業団
助成部寄付金課

〒102-8145
東京都千代田区富士見 1-10-12
TEL 03-3230-7317・7318
e:mail kifukin@shigaku.go.jp